

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 12 月 26 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆東日本大震災復興特別区域法施行令等の公布に伴う 確定拠出年金脱退一時金支給要件に関する緩和要件について◆

平成23年12月22日に以下の政省令等が公布され、東日本大震災復興特別区域法の施行日が明らかにされたと共に、確定拠出年金の脱退一時金支給要件に関する緩和要件が明らかにされました。

- ・ 東日本大震災復興特別区域法の施行期日を定める政令
 - ・ 東日本大震災復興特別区域法施行令
 - ・ 東日本大震災復興特別区域法施行規則
 - ・ 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則
- 概要は以下のとおりです。

1. 脱退一時金支給要件に関する緩和要件について

脱退一時金支給要件の緩和が適用される方は、東日本大震災により相当程度の住居又は家財の損害を受けた方のうち一定の要件を満たす方が対象となりますが、以下の要件について明文化されました。

- (1) 損害の程度について
被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
- (2) 年金資産額について
100万円以下
- (3) 脱退一時金の用途について
東日本大震災復興特別区域法に規定する復興推進計画に定められた地域振興事業のうち、請求者の生活の再建又は安定向上に資するもののために使用すること
- (4) 請求時の添付書類について
 - ・ 請求者が平成23年3月11日において復興推進計画の区域内に住所を有していたことを明らかにすることができる書類
 - ・ 請求者の住居又は家財が東日本大震災により東日本大震災復興特別区域法施行令で定める損害(被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害)を受けたことを明らかにすることができる書類
 - ・ 請求者が平成23年3月11日において企業型年金加入者であった者である場合において



は、実施事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成25年3月10日までの間に当該実施事業所に使用されなくなったことを明らかにすることができる書類

- ・ 請求者が平成23年3月11日において個人型年金加入者であった者（同日において60歳未満の厚生年金保険の被保険者であったものに限る。）である場合にあっては、その者が雇用されていた事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成25年3月10日までの間に当該事業所に使用されなくなったことを明らかにすることができる書類
- ・ 戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長の証明書その他の生年月日を証する書類
- ・ 請求者が第2号被保険者でないことを明らかにすることができる書類
- ・ 請求者が脱退一時金を請求者の生活の再建又は安定向上に資する地域振興事業のために使用すると見込まれる者として、内閣総理大臣の認定を受けた特定地方公共団体の長が認めた者であることを明らかにすることができる書類

2. 施行日

東日本大震災復興特別区域法、東日本大震災復興特別区域法施行令、東日本大震災復興特別区域法施行規則、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則ともに平成23年12月26日となりました。

以上

